



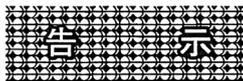
長野県報

1月25日(木)
令和6年
(2024年)
号外

目次

告示

長野県県税条例に基づく申告等の期限の延長(税務課) 1



長野県告示第53号

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第11条第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、個人の県民税、証紙徴収の方法による納付並びに同条例第68条の規定による自動車税の環境性能割の申告納付並びに同法附則第29条の11及び第29条の12第1項の規定による軽自動車税の環境性能割の申告納付に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部守一

指定地域

富山県
石川県

税務課